

山口県報

平成25年
10月22日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 三

道路の供用の開始 (道路整備課) 四

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (建築指導課) 四

公告

契約の締結 (物品管理課) 五

雑報

県報の正誤 (平成二十五年八月三十日山口県公告 (三二二)) 五

山口県告示第四百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年十月二十二日から同年十一月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。



平成二十五年十月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社
住 所 大阪市中央区北浜二丁目六番一八号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場
所 在 地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
四七七八	一	平成二五、一 年 月 日	平成二五、九 年 月 日	平成二六、五 年 月 日
備考	「四七七八」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。			

間 断 続 一〇時間
時 間 隔 一〇時間
日 当 季 節 的 変 動 の 概 要

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
四七七八	七、三	一、二三八	一、二五〇
五	二、二五〇	五	一〇
	四〇	四〇	四〇
	検出せず	検出せず	検出せず
	検出せず	検出せず	検出せず
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	一	一	一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
凝集沈殿施設	鋼鉄製	七二〇〇	凝集沈殿	"	"	"	(既)		(設)
活性汚泥処理施設	鉄筋コンクリート	三、四二〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
凝集沈殿施設	八・五	七・五	三、一八七
活性汚泥処理施設	九・八	七・二	三、三九四
	二七三	四三	三、六八七
	三三七	六一	三、八九四
	九二	三四	
	二二〇	五〇	
	五	三	
	一五	三三	
	一五	四六	
	検出せず	〇・三	
	検出せず	二	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	三、一八七	三、三九四	三、三九四
	三、三九四	三、三九四	三、三九四

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	浮遊物質 質量 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	
	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	浮遊物質 質量 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	
	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	浮遊物質 質量 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	
	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	浮遊物質 質量 (mg/l)	動植物油類 (mg/l)	
	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大

No. 1	排水口	七・五	七・二	二二・九	一九・九	二二	二〇	一	一三・八	一九・二	〇・二	〇・八	一三・六二〇	一四、四〇〇
-------	-----	-----	-----	------	------	----	----	---	------	------	-----	-----	--------	--------

山口県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
北村内科		宇部市芝中町七番二四号	宇部市	平成二五、九、二三
くらしげ整形外科クリニッ		防府市大字田島一四九〇の一	防府市	八、三一
小串薬局		宇部市東小串二丁目一番一五号	宇部市	〃

山口県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
北村クリニッ		宇部市松山町二丁目六番三三号	宇部市	平成二五、九、二四
くらしげ整形外科クリニッ		防府市大字田島一四九〇の一	防府市	〃
さくらだ眼科		周南市原宿町四番二四号	周南市	一〇、二
小串薬局		宇部市東小串一丁目一番六四号	宇部市	九、一
てんじん薬局		萩市大字椿二七八八の一〇	萩市	一〇、〃

山口県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 武久棕野線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル) 長	備 考
	新	旧		
下関市幡生宮の下町九八六の一地先から同市幡生町二丁目九八四の一地先まで	最狭 三〇七・五八	最狭 二七・六八	一八・七	

道路の種類 県道
路線名 宇津本村線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル) 長	備 考
	新	旧		
萩市見島字苗代六〇九の一地先から同市見島字木の口六三四の四地先まで	最狭 二一八・七	最狭 一四・九	三七五・七	道路改良工事で完了による。

道路の種類 県道
路線名 田万川須佐線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字須佐字舟ヶ坪三〇〇七の一 地先	最狭 一四・六 最広 一四・九	最狭 一三・五 最広 一四・六		一五・〇	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
武久棕野線	下関市幡生宮の下町九八六の一地从ら 同市幡生町二丁目九八四の一地从ら	平成二十五年十月二十三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
宇津本村線	萩市見島字苗代六〇九の一地从ら 同市見島字木の口六三四の四地从ら	平成二十五年十月二十三日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
田万川須佐線	萩市大字須佐字舟ヶ坪三〇〇七の一地从ら	平成二十五年十月二十三日

山口県告示第四百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立宇部高等学校管理棟新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年十月二十二日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 山口県立宇部高等学校管理棟新築工事

(一) 工事場所 宇部市寺の前町一五五番地

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上三階建	一、七四七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十五年十月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十五年十一月八日から同月十三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十五年十一月二十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三

一三八三〇)にすること。

(三六六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年十月二十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十五年八月二十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山口視聴覚機器株式会社 山口市駅通り一丁目七番一四号

六 落札金額

八千二百八十四万五千円

七 入札公告日

平成二十五年七月五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

正 誤

平成二十五年八月三十日山口県公告(三二二)(一)一般競争入札の実施)

ページ	段	行	誤	正
四	下	二二	百分の五・	百分の八。
"	"	一四	百分の百	百分の百
五	上	一三	百分の百五・	百分の百八。

平成
二十五年
十月
二十二
日
印刷
發行

發行
行人
人所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁